

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第782条1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

(会社法第794条1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

2023年5月9日

日本工営株式会社

日本工営ビジネスパートナーズ株式会社

2023年5月9日

吸収分割に係る事前開示書類

吸収分割会社 東京都千代田区麹町五丁目4番地
日本工営株式会社
代表取締役社長 新屋 浩明

吸収分割承継会社 東京都千代田区麹町五丁目4番地
日本工営ビジネスパートナーズ株式会社
代表取締役社長 蛭崎 泰

日本工営株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び日本工営ビジネスパートナーズ株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年5月8日付で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2023年7月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として、吸収分割会社が吸収分割承継会社に対して、吸収分割会社の経営管理本部、営業本部及び事業戦略本部が営む事業並びにこれらに付随する事業（事務系原籍制度に基づき、経営管理等の業務に従事する事務系要員を他の事業部門等に配属又はグループ会社に出向させ、他の事業部門等又はグループ会社の経営管理等の業務を支援する事業を含みます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号及び第794条第1項）

別紙1「吸収分割契約書」に記載のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1項）

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して吸収分割会社に対し、本吸収分割により吸収分割会社から承継する権利義務の対価として、吸収分割承継会社の普通株式1000株を交付します。

吸収分割会社に対して交付される株式の数は、吸収分割承継会社が吸収分割会社の完全子会社であることを踏まえ、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割に際して増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は以下

のとおりであり、吸収分割承継会社の財務状況その他の事情を総合的に考慮した上で、会社計算規則に従って決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金：本吸収分割により増加する資本金の額は金 9,000 万円とします（増加後の資本金の額は、金 1 億円とします）

資本準備金：本吸収分割により増加する資本準備金の額は金 2,500 万円とします（増加後の資本準備金の額は、同額です）

利益準備金：本吸収分割により利益準備金の額は増加しません

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ・第 192 条第 6 号ロ）
別紙 2 に記載のとおりです。
- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）
該当事項はありません。
- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ・第 192 条第 6 号イ）
該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

- (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）
別紙 3 に記載のとおりです。
- (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ）
該当事項はありません。
- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ・第 183 条第 5 号イ）
吸収分割会社は、2022 年 8 月 12 日付で作成した株式移転計画書に基づき、2023 年 7 月 3 日を効力発生日として、単独株式移転の方法により、吸収分割会社を株式移転完全子会社、新たに設立する ID&E ホールディングス株式会社を株式移転設立完全親会社とする株式移転を行うこととし、2022 年 9 月 29 日開催の吸収分割会社の定時株主総会において承認決議がなされました。

また、吸収分割会社は、2023 年 5 月 8 日付で、吸収分割会社の完全子会社である日本

工営エナジーソリューションズ株式会社との間で、吸収分割会社のエネルギー事業統括本部が営む事業に関する権利義務を日本工営エナジーソリューションズ株式会社に承継させる旨の吸収分割契約を締結しました。なお、この吸収分割の効力発生日は、2023年10月1日を予定しています。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号・第192条第7号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割会社の2022年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、また、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。以上の点、並びに吸収分割会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における吸収分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社の成立の日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動、並びに、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、効力発生日（2023年7月1日）後における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。以上の点を総合的に考慮した結果、効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙1 吸収分割契約書

別紙2 吸収分割承継会社の成立の日の貸借対照表

日本工営ビジネスパートナーズ株式会社 (2023年4月14日時点)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

別紙3 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等